

入院時食事療養について

当病院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70歳未満

区分	標準負担額 (1食につき)
一般(住民税課税世帯)	510円
一般(住民税課税世帯、指定難病患者等)	300円
住民税非課税世帯(過去12か月の入院日数90日以下)	240円
住民税非課税世帯(過去12か月の入院日数91日以上)	190円

70歳以上

区分	標準負担額 (1食につき)
一般(住民税課税世帯)	510円
一般(住民税課税世帯、指定難病患者等)	300円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)(過去12か月の入院日数90日以下)	240円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)(過去12か月の入院日数91日以上)	190円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)	110円

入院時生活療養（療養病床）について

当病院では、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

生活療養の標準負担額について（1食、1日につき）

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の方には、生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、山口市が「入院時生活療養費」として負担します。

区分	食費負担額 (1食につき)	居住費負担額 (1日につき)
住民税課税世帯	510円	370円
住民税課税世帯(指定難病患者等)	300円	0円
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	240円	370円
低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下等、医療区分Ⅰ)	140円	
低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下等、医療区分Ⅱ・Ⅲ)	110円	

※食事負担額 低所得者Ⅱ(医療区分Ⅱ・Ⅲかつ長期該当91日以上) 190円